

2014年7月3日

日本郵便株式会社

**ご注意ください！****レターパックを使った詐欺犯罪が増えています****【※「レターパックで現金を送れ」は全て詐欺です。】****1 レターパックを利用した詐欺にご注意**

レターパックを利用して現金を送付させ、これをだまし取る詐欺事件が急増しています。

レターパックには現金を入れることができません。レターパックで現金を送付した場合は、郵便法違反となります。

警察でも詐欺の被害者が現金を送ってしまった宛先のリストを公表して注意を呼びかけています。どんな名目であれ「レターパックで現金を送れ」は全て詐欺の手口ですので、絶対に送らないようにしてください。

また、詐欺被害が確認された住所以外であっても、よく知らない相手に現金を送付すれば詐欺被害に遭ってしまう可能性が高いので、送付前に、最寄りの警察（電話番号は#9110）にご相談ください。

**2 弊社の対応****(1) 現金が入っている疑いのあるレターパックが差し出された場合の対応**

郵便局では、現金が入ったレターパックを引き受けることのないよう引受検査を徹底しています。なお、警察が公表している詐欺の被害者が現金を送ってしまった宛先のリストについては引受検査の際の参考とし、また、必要に応じてX線検査装置を使用して確認させていただくことがあります。

レターパックに現金が入っている疑いがある場合は、差し出されたお客さまに郵便局へお越しいただき、内容品に現金が含まれていないか確認させていただきます。内容品が現金である場合や、内容品を確認できない場合は、差し出されたお客さまにお返しします。

なお、郵便法（昭和22年法律第165号）第17条で、現金を郵便物として差し出すときは書留としなければならないと定められており、弊社において、差出人が現金を内容品としたレターパックの差出しを行っていることを確認し、郵便料金を免れる意図をもって郵便役務を不正に利用した疑いがあると判断した場合は、警察へ通報させていただくことがあります。

**(2) 注意喚起の実施**

全郵便局窓口等において、以下のとおり、お客さまに詐欺犯罪に対する注意喚起を実施します。

- ア 窓口ディスプレイ広告の表示（2014年7月1日から実施済み）
- イ レシートに注意喚起文を掲載（2014年7月1日から実施済み）
- ウ 全郵便局窓口でのレターパック差出時における注意喚起の声かけ（準備出来次第実施）
- エ 全郵便局窓口でのレターパック購入者への注意喚起チラシの配布（準備出来次第実施）

※ このほか、郵便切手類販売所に対して、レターパック購入者への注意喚起チラシの配布をしていただくよう要請を行うこととしています。

ご不明な点があれば、お近くの郵便局又は下記のお客様サービス相談センターへお問い合わせください。

<参考>

[被害関係住所一覧表（警察庁報道発表の資料）](#)

以 上

**【お客さまのお問い合わせ先】**

お客様サービス相談センター

<電話番号> <sup>フリーコール</sup> 0120-2328-86 <sup>ふみには</sup> <sup>ハロー</sup>

（音声ガイダンスに従い、※1 をお選びください。）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です。）

<ご案内時間> 平日：8:00～22:00

土・日・休日：9:00～22:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。